

四管区水路通報第 2 4 号

平成 1 5 年 6 月 2 5 日

第四管区海上保安本部

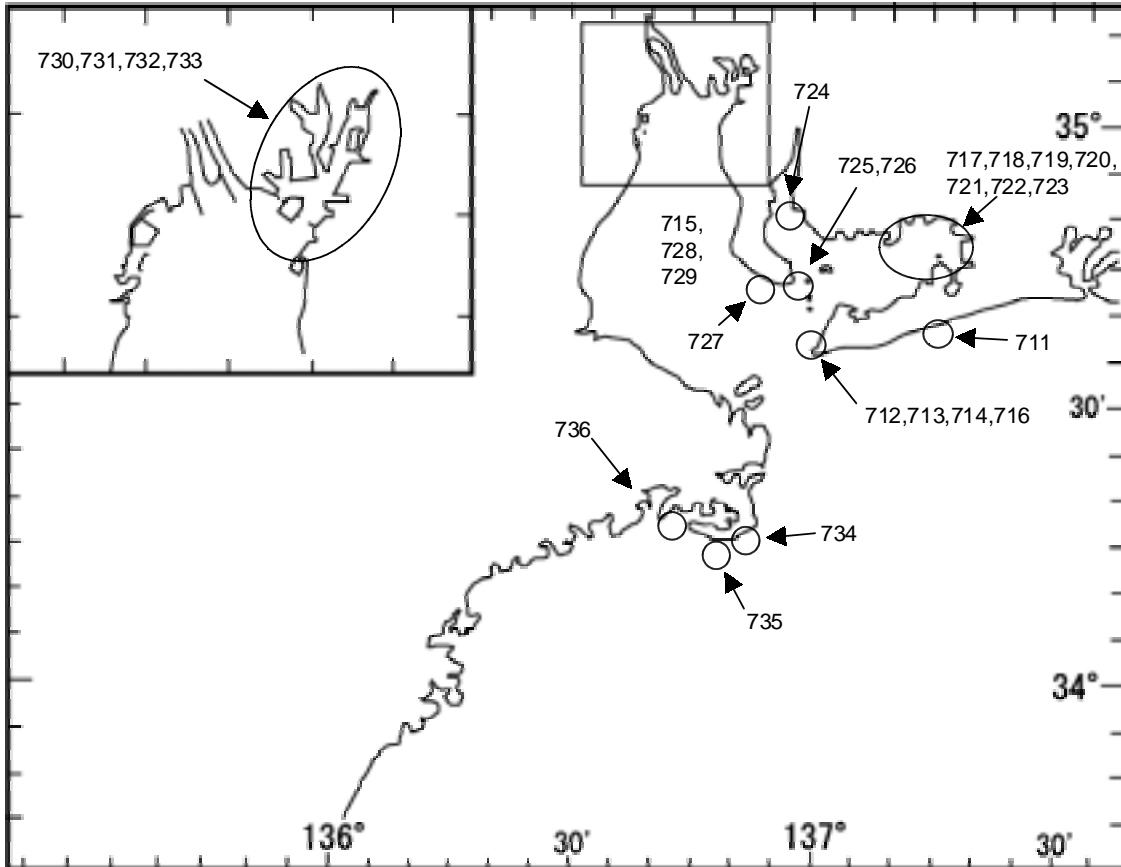
第 7 1 1 項	本州南岸	遠州灘、赤羽根漁港	消波ブロック据付工事
第 7 1 2 項	本州南岸	伊良湖岬	船舶通航信号所業務開始
第 7 1 3 項	本州南岸	伊良湖岬	船舶通航信号所業務開始
第 7 1 4 項	本州南岸	伊良湖岬	船舶気象通報業務開始
第 7 1 5 項	伊勢湾及三河湾		環境調査
第 7 1 6 項	本州南岸	伊良湖岬北東方	離岸堤調査作業
第 7 1 7 項	本州南岸	三河港付近	ウェイクボード大会
第 7 1 8 項	本州南岸	三河港南部	小型特殊船舶操縦訓練
第 7 1 9 項	本州南岸	三河港北部	覆砂作業
第 7 2 0 項	本州南岸	三河港北部	ヨットレース
第 7 2 1 項	本州南岸	三河港北部	いかだレース
第 7 2 2 項	本州南岸	三河港、形原漁港	花火打上げ
第 7 2 3 項	本州南岸	渥美湾、東幡豆港付近	潜水作業
第 7 2 4 項	本州南岸	衣浦港	浚渫作業等
第 7 2 5 項	本州南岸	師崎水道、篠島	航泊禁止
第 7 2 6 項	本州南岸	師崎港	魚礁設置作業
第 7 2 7 項	伊勢湾	豊浜港	航泊禁止
第 7 2 8 項	伊勢湾	東部	生物調査
第 7 2 9 項	伊勢湾	北部	流速計設置
第 7 3 0 項	名古屋港		航路変更
第 7 3 1 項	名古屋港		船舶通航信号所現状変更
第 7 3 2 項	名古屋港	東航路及付近	航行制限区域解除
第 7 3 3 項	名古屋港	第 3 区、第 5 区	起重機船作業
第 7 3 4 項	本州南岸	大王崎南西方	海底波高計設置作業等
第 7 3 5 項	本州南岸	布施田水道	海上パレード
第 7 3 6 項	本州南岸	御座岬西北西方	観測機器設置

お 知 ら せ

各項中、区域または位置の項目で扱っている経緯度は特にことわり書きをしていないものは「世界測地系 WGS - 8 4 」で表示しています。

伊勢湾海上交通センター業務開始

平成 1 5 年 7 月 1 日から伊勢湾海上交通センター（伊良湖岬船舶通航信号所、古山船舶通航信号所）が業務を開始します。業務内容は伊良湖水道周辺の海上交通に関する情報提供と航行管制です。詳しくは四管区水路通報第 2 4 号第 7 1 2 項～第 7 1 4 項を参照してください。



15年711項 本州南岸 - 遠州灘、赤羽根漁港 消波ブロック据付工事

下記区域で起重機船及び潜水土による消波ブロック据付工事が実施される。

期 間 平成15年7月1日～10月20日までの日出～日没

区 域 下記地点付近

34-36-07.2N 137-11-17.8E

標 識 作業区域に赤旗付竹竿を設置する。

海 図 W1024

出 所 蒲郡海上保安署

15年712項 本州南岸 - 伊良湖岬 船舶通航信号所業務開始

下記のとおり伊良湖岬船舶通航信号所の業務が平成15年7月1日（予定）から開始される。

名 称 伊良湖岬船舶通航信号所

呼出名称 いせわんマーチス

位 置 34-34-50N 137-01-00

電波の型式、周波数及び空中線電力又は電話番号、ファクシミリ番号若しくはインターネット・ホームページアドレス

通 報 用 1 無線電話による場合

イ 日本語の場合

H 3 E 1,665kHz 10W

ロ 英語の場合

H 3 E 2,019kHz 10W

2 電話による場合

0531 - 34 - 2666

3 ファクシミリによる場合

0531 - 34 - 2888

4 インターネット・ホームページによる場合

<http://www.isewan.kaiho.mlit.go.jp/>

通信用 F 3 E 156.70MHz (チャンネル14) 10W

F 3 E 161.70MHz (チャンネル22) 10W

呼出し及び応答用 F 3 E 156.80MHz (チャンネル16) 10W

呼出し用 F 3 E 156.65MHz (チャンネル13) 10W

通報に使用する用語 1 無線電話による場合

日本語及び英語

2 電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

日本語

通信に使用する用語 日本語又は英語

通報事項 1 無線電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

イ 伊勢湾海域(大山三角点(328メートル)から石鏡灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。以下同じ。)及び遠州灘海域(大山三角点から石鏡灯台まで引いた線、大王埼灯台から90度41,000メートルの地点まで引いた線、同地点から0度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。以下同じ。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
ロ 伊良湖水道航路(海上交通安全法(昭和47年法律第115号。以下「法」という。)別表に掲げる伊良湖水道航路をいう。以下「航路」という。)における船舶の航行の制限の状況

ハ 総トン数10,000トン以上又は全長130メートル以上の船舶及び長大物件えい航船等(法第22条第3項に規定する船舶をいう。)の航路入航予定時刻、船名、総トン数等

ニ 航路における管制信号(法第14条第3項に定める信号をいう。)の現状及び予告

ホ 航路及びその付近の海域における船舶の動向並びに漁ろうをしている船舶の集中の状況

ヘ 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域に係る気象、波浪等についての警報又は注意報の発令の状況

ト 伊良湖岬及び舞阪における風向及び風速並びに大王埼における風向、風速及び気圧

チ 航路及びその付近の海域において霧等が発生した場合における視程の状況

リ 伊勢湾海域及び遠州灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

ヌ 伊勢湾海域及び遠州灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

ル その他船舶の航行の安全上必要な事項

2 電話による場合

前号口、八及び二に掲げる事項

- 通報時間 1 無線電話による場合
- イ 日本語を用いる場合
毎時の15分及び45分からのそれぞれ15分間
 - ロ 英語を用いる場合
毎時の0分及び30分からのそれぞれ15分間
- ハ 前項第1号イの海難等が発生したとき又は同号口の航行の制限が行われたとき若しくは解除されたときは、臨時にその状況を通報する。
- 2 電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合
随時

- 通信事項 1 伊良湖岬船舶通航信号所から約10海里以内の海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある船舶からの依頼に基づく次の事項
- イ 当該船舶の伊良湖岬灯台、石鏡灯台、菅島灯台、尾張野島灯台その他の顕著な目標物からの真方位及び距離による船位
 - ロ 当該船舶が指定する他の船舶（情報提供可能海域にあるものに限る。）の動向
- ハ 視界が制限されている状態において、情報提供可能海域のうち当該船舶が指定する海域にある他の船舶の動向
- 2 巨大船等（法第22条各号に掲げる船舶をいう。以下同じ。）又は巨大船等以外の船舶であって総トン数1,000トン以上若しくは全長130メートル以上のもの（以下「対象船舶」という。）が、航路又はその付近において他の対象船舶と危険な見合い関係が発生するおそれがある場合における次の事項
- イ 対象船舶と危険な見合い関係が発生するおそれがある他の対象船舶の当該対象船舶からの真方位及び距離
 - ロ 対象船舶と危険な見合い関係が発生するおそれがある他の対象船舶の動向
- 3 その他船舶の航行の安全上必要な事項

通信時間 常時

- 記 事 1 通報事項の項第1号ホ及び通信事項の項各号に掲げる事項に関する情報は、主としてレーダーを使用することにより収集するものである。船舶は、その種類、大きさ又はレーダーからの距離、海面の状態等によってレーダーの映像とならない場合があり、また、レーダーにより探知した船舶のうちから特定の船舶を識別することができない場合がある。
- 2 通信事項の項第二号に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入った後速やかに伊良湖岬船舶通航信号所において識別された対象船舶であって、伊良湖岬船舶通航信号所からの呼出しに対し常に応答することができる状態にあるものが、同号に規定する状況にある場合に行う。
- 3 伊良湖岬船舶通航信号所で行う通報及び通信は、操船を指示するものではない。

海 図 W1064 - W1053

出 所 第四管区海上保安本部交通部

15年7月13項 本州南岸 - 伊良湖岬 船舶通航信号所業務開始

下記のとおり古山船舶通航信号所の業務が平成15年7月1日（予定）から開始される。

位置 34-34-50N 137-01-00E

運用時間 随時

信号型式 電光表示板

塗色及び構造 黒色 四角形

視認範囲 341度から41度まで及び41度から101度まで

高さ 1 視認範囲が341度から41度までの電光表示板

地上から電光表示板の頂部まで41メートル

平均水面上から電光表示板まで91メートル

2 視認範囲が41度から101度までの電光表示板

地上から電光表示板の頂部まで41メートル

平均水面上から電光表示板まで91メートル

信号法 伊良湖水道航路（海上交通安全法（昭和47年法律第115号。以下「法」という。）

別表に掲げる伊良湖水道航路をいう。以下「航路」という。）を航行する巨大船

（法第2条第2項第2号に規定する船舶をいう。以下同じ。）の動向について、

次の各号に掲げるとおり電光表示板に繰り返して示す。

1 巨大船が1時間以内に航路を南東の方向に航行する場合

右向き矢印の記号を毎4秒に1秒間点灯

2 巨大船が15分以内に航路を南東の方向に航行する場合

右向き矢印の記号を毎2秒に1秒間点灯

3 巨大船が1時間以内に航路を北西の方向に航行する場合

左向き矢印の記号を毎4秒に1秒間点灯

4 巨大船が15分以内に航路を北西の方向に航行する場合

左向き矢印の記号を毎2秒に1秒間点灯

5 巨大船が15分以内に航路を南東の方向に航行し、当該巨大船が航路出航後15分

以内に他の巨大船が航路を北西の方向に航行する場合3秒をへだて5秒間のうち

右向き矢印の記号、右向き矢印の記号、左向き矢印の記号の順に各1回ずつ

1秒間点灯

6 巨大船が15分以内に航路を北西の方向に航行し、当該巨大船が航路出航後15分

以内に他の巨大船が航路を南東の方向に航行する場合3秒をへだて5秒間のうち

左向き矢印の記号、左向き矢印の記号、右向き矢印の記号の順に各1回ずつ

1秒間点灯

海図 W1064 - W1053

出所 第四管区海上保安本部交通部

15年7月14項 本州南岸 - 伊良湖岬 船舶気象通報業務開始

伊良湖岬船舶通航信号所で船舶気象通報業務が平成15年7月1日（予定）から開始される。

電話番号 0531-34-2333

気象観測を行う航路標識の名称及び通報事項

伊良湖岬船舶通航信号所（風向、風速）

大王埼灯台（風向、風速、気圧）

舞阪灯台（風向、風速）

海 図 W1064 - W1053

出 所 第四管区海上保安本部交通部

15年7月15項 伊勢湾及三河湾 環境調査

下記地点で調査船「しらなみ」及び「海幸丸」による採水及び採泥調査が実施される。

期 間 平成15年7月8日（予備日7月9日～20日）の0800～1500

位 置 下記20地点

- (1) 34-59-24.0N 136-48-07.0E
- (2) 34-56-12.0N 136-48-07.0E
- (3) 34-54-11.7N 136-45-31.4E
- (4) 34-49-47.8N 136-45-31.4E
- (5) 34-49-47.8N 136-49-49.4E
- (6) 34-46-35.8N 136-48-07.4E
- (7) 34-43-23.8N 136-48-07.4E
- (8) 34-40-11.8N 136-50-37.4E
- (9) 34-36-59.9N 136-59-49.3E
- (10) 34-34-47.9N 136-59-49.3E
- (11) 34-51-47.8N 136-57-25.4E
- (12) 34-44-11.8N 136-59-04.9E
- (13) 34-46-35.8N 136-58-49.3E
- (14) 34-43-23.8N 136-59-49.3E
- (15) 34-44-59.8N 137-13-31.3E
- (16) 34-45-11.8N 137-17-19.2E
- (17) 34-47-53.8N 137-16-49.2E
- (18) 34-46-35.8N 137-07-07.3E
- (19) 34-43-23.8N 137-07-07.3E
- (20) 34-40-53.9N 137-09-19.3E

海 図 W1056 - W95 - W1052 - W1053 - W1051

出 所 名古屋海上保安部

15年716項 本州南岸 - 伊良湖岬北東方 離岸堤調査作業

下記区域で潜水土による離岸堤損傷調査作業が実施されている。

期 間 平成15年6月30日までの日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-36-14.9N 137-01-51.7E

(2) 34-36-10.6N 137-01-49.0E

(3) 34-36-11.0N 137-01-48.0E

(4) 34-36-15.3N 137-01-50.7E

標 識 作業区域に赤旗付竹竿を設置する。

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W1064 - W1053

出 所 蒲郡海上保安署

15年717項 本州南岸 - 三河港付近 ウェイクボード大会

下記区域でウェイクボード大会が実施される。

期 間 平成15年6月26日～29日までの0600～1635

区 域 下記地点付近

34-41-06N 137-13-51E

海 図 W1057B

出 所 蒲郡海上保安署

15年718項 本州南岸 - 三河港南部 小型特殊船舶操縦訓練

下記区域で小型特殊船舶操縦訓練が実施される。

期 間 平成15年7月4日～6日、14日～16日の0900～1630

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-41-36N 137-18-17E

(2) 34-41-35N 137-18-25E

(3) 34-41-32N 137-18-24E

(4) 34-41-33N 137-18-16E

備 考 コースに6個のブイを設置する。

海 図 W1057B

出 所 三河港長

15年719項 本州南岸 - 三河港北部 覆砂作業

下記区域で、覆砂作業が実施される。

期 間 平成15年7月1日～11月19日までの日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-48-12.2N 137-16-38.5E

(2) 34-47-57.5N 137-16-38.5E

(3) 34-47-57.5N 137-16-15.2E

(4) 34-48-10.5N 137-16-15.2E

標 識 作業区域に赤旗付竹竿及び点滅式黄色灯付浮標を設置する。
アンカー投入位置に点滅式黄色灯付浮標を設置する。

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 7 A - W 1 0 5 2

出 所 三河港長

1 5 年 7 2 0 項 本州南岸 - 三河港北部 ヨットレース

下記区域でヨットレースが実施される。

期 間 平成15年7月20日、21日、26日、27日

区 域 下記地点を中心とする半径1000mの円内

34-46-23N 137-15-49E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 7 A - W 1 0 5 2

出 所 三河港長

1 5 年 7 2 1 項 本州南岸 - 三河港北部 いかだレース

竹島海岸から三河大島まで、いかだレースが実施される。

期 間 平成15年7月6日の0600～1600

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-48-56.6N 137-13-55.5E

(2) 34-47-12.2N 137-14-56.1E

(3) 34-46-59.0N 137-14-20.2E

(4) 34-48-53.3N 137-13-14.2E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 7 A

出 所 三河港長

1 5 年 7 2 2 項 本州南岸 - 三河港、形原漁港 花火打上げ

形原漁港北防波堤で花火打上げが実施される。

期 間 平成15年7月5日0600～6日1700

区 域 下記地点を中心とする半径50mの円内

34-47-44N 137-11-22E

海 図 W 1 0 5 7 A

出 所 三河港長

15年723項 本州南岸 - 渥美湾、東幡豆港付近 潜水作業

下記地点で潜水土による海草の調査が実施される。

期 間 平成15年7月14日～18日まで（内1日）の日出～日没

区 域 下記2地点

(1) 34-46-51N 137-08-40E

(2) 34-46-49N 137-08-39E

海 図 W1435 - W1052

出 所 蒲郡海上保安署

15年724項 本州南岸 - 衣浦港 浚渫作業等

下記区域で浚渫作業及び覆土作業が実施される。

期 間 平成15年7月10日～9月19日までの日出～日没

区 域 浚渫作業

下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-48-39.3N 136-59-45.7E

(2) 34-48-42.7N 136-59-41.5E

(3) 34-48-46.3N 136-59-45.4E

(4) 34-48-42.9N 136-59-49.6E

覆土作業

下記4地点により囲まれる区域

(5) 34-47-53.3N 137-00-06.6E

(6) 34-47-51.0N 137-00-09.4E

(7) 34-47-48.6N 137-00-06.8E

(8) 34-47-50.9N 137-00-04.0E

標 識 作業区域に黄灯付浮標及び赤旗付竹竿を設置する。

海 図 W1056

出 所 衣浦港長

15年725項 本州南岸 - 師崎水道、篠島 航泊禁止

下記区域での花火大会実施に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。

期 間 平成15年7月11日（予備日7月12日、13日）の1900～2100

区 域 下記地点を中心とする半径160m円内の海面

(1) 34-41-00.8N 137-00-08.9E

下記地点を中心とする半径100m円内の海面

(2) 34-41-03.3N 137-00-13.9E

備 考 警戒船を配備する

海 図 W1054

出 所 衣浦海上保安署長公示第15 - 1号

15年726項 本州南岸 - 師崎港 魚礁設置作業

下記区域で起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期間 平成15年7月20日～10月31日までの日出～日没

区域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-43-21.7N 136-58-36.9E

(2) 34-43-20.3N 136-58-36.2E

(3) 34-43-21.1N 136-58-33.9E

(4) 34-43-22.5N 136-58-34.6E

標識 作業区域に赤旗、アンカー投入位置にブイを設置する。

備考 警戒船を配備する。

海図 W1054

出所 衣浦海上保安署

15年727項 伊勢湾 - 豊浜港 航泊禁止

下記区域で花火打上げの実施に伴い、船舶の航泊が禁止される。

期間 平成15年7月19日(予備日7月20日、26日)の1900～2100

区域 下記地点を中心とする半径250mの円内

(1) 34-42-09.0N 136-56-01.1E

下記地点を中心とする半径160mの円内

(2) 34-42-13.5N 136-56-04.8E

下記地点を中心とする半径100mの円内

(3) 34-42-16.1N 136-56-07.5E

備考 警戒船を配備する。

海図 W1074 - W1053

出所 名古屋海上保安部長公示第15 - 3号

15年728項 伊勢湾 - 東部 生物調査

下記区域で、潜水土による貝類稚仔調査が実施される。

期間 平成15年7月18日～22日まで(内1日)

区域 下記3地点付近

(1) 34-53.9N 136-49.3E

(2) 34-51.2N 136-51.3E

(3) 34-49.5N 136-51.8E

海図 W1055B - W1025 - W95

出所 名古屋海上保安部

15年729項 伊勢湾 - 北部 流速計設置

(四管区水路通報 15年 22号 659項 削除)

下記区域に流速計を設置している。

期間 平成15年7月9日まで

区域 下記2地点

(1) 34-53-42N 136-47-22E (トーガ瀬北灯浮標 至近)

(2) 34-49-41N 136-49-31E

標 識 流速計設置位置に、白赤白旗及び、点滅式黄色灯付浮標を設置する。

海 図 W 9 5

出 所 第四管区海上保安本部海洋情報部

15年730項 名古屋港 - 航路変更

名古屋港東航路、東水路及び西航路が平成15年7月1日から下記のとおり変更されます。

東航路 下記(1)地点から(3)地点を順に結んだ線と(4)地点から(6)地点を順に結んだ線との間の海面

- (1) 金城信号所から185° 30' 450m
- (2) 金城信号所から169° 30' 1,280m
- (3) 伊勢湾灯標(34-56-16N 136-47-33E)から356° 1,580m
- (4) 金城信号所から224° 890m
- (5) 金城信号所から203° 2,130m
- (6) 伊勢湾灯標から344° 1,930m

東水路 名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台(34-59-51N 136-49-11E)から212° 3,810mの地点から123° 30'に引いた線と東航路西側線屈曲点から123° 30'に引いた線との間の航路をいう。

西航路 下記(7)地点から(9)地点を順に結んだ線と(10)地点から(13)地点を順に結んだ線との間の海面

- (7) 金城信号所から216° 1,080m
- (8) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から21° 1380m
- (9) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から223° 30' 4,270m
- (10) 金城信号所から209° 1,510m
- (11) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から42° 30' 1,350m
- (12) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から34° 30' 880m
- (13) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から219° 4,250m

海 図 W 1 0 5 5 A - W 1 0 5 5 B

出 所 国土交通省令第76号

15年731項 名古屋港 - 船舶通航信号所現状変更

「名古屋船舶通航信号所」及び「金城船舶通航信号所」の東水路に対する管制は次のとおり平成15年7月1日(予定)に現状変更される。

管制対象船舶 (変更前) 総トン数20,000トン(油送船5,000トン)以上の船舶

(変更後) 西水路、北水路を航行する総トン数20,000トン(油送船5,000トン)以上の船舶

東水路を航行する総トン数40,000トン(油送船5,000トン)以上の船舶

備 考 今回の変更は、東水路を航行する船舶に対するものであり、西水路、北水路を航行する船舶に対しては現状のとおり変更ありません。

海 図 W 1 0 5 5 A - W 1 0 5 5 B

出 所 第四管区海上保安本部交通部

15年732項 名古屋港 - 東航路及付近 航行制限区域解除

(四管区水路通報 15年 5号 131項 削除)

(四管区水路通報 15年 24号 730項 関連)

名古屋港長公示第15-2号による名古屋港東航路周辺における航行の制限は、名古屋港東航路の拡幅等にかかる港則法施行規則の一部改正が施行されるため、平成15年7月1日に解除される。

海 図 W1055A - W1055B

出 所 名古屋港長公示第15-13号

15年733項 名古屋港 - 第3区、第5区 起重機船作業

L1棧橋で起重機船によるローディングアーム分解点検のための据付作業が実施される。

期 間 平成15年7月12日まで(内1日)の0600~1700

区 域 ローディングアーム据付作業

下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-58-38.5N 136-49-25.4E

(2) 34-58-32.7N 136-49-25.6E

(3) 34-58-32.4N 136-49-19.7E

(4) 34-58-38.2N 136-49-19.5E

荷揚作業

下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(5) 34-59-23.1N 136-50-23.3E

(6) 34-59-26.1N 136-50-17.2E

(7) 34-59-29.5N 136-50-19.5E

(8) 34-59-26.5N 136-50-25.6E

海 図 W1055A - W1055B

出 所 名古屋港長

15年734項 本州南岸 - 大王崎南西方 海底波高計設置作業等

下記区域でグラブ船及び潜水土による海底波高計設置作業、ケーブル敷設作業が実施されている。

期 間 平成15年11月30日までの0800~1700

区 域 下記4地点を結ぶ線上付近

(1) 34-15-43.4N 136-50-46.6E

(2) 34-15-35.3N 136-51-05.9E

(3) 34-15-14.8N 136-51-26.9E

(4) 34-14-40.8N 136-51-39.1E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W1090 - W78

出 所 鳥羽海上保安部

15年735項 本州南岸 - 布施田水道 海上パレード

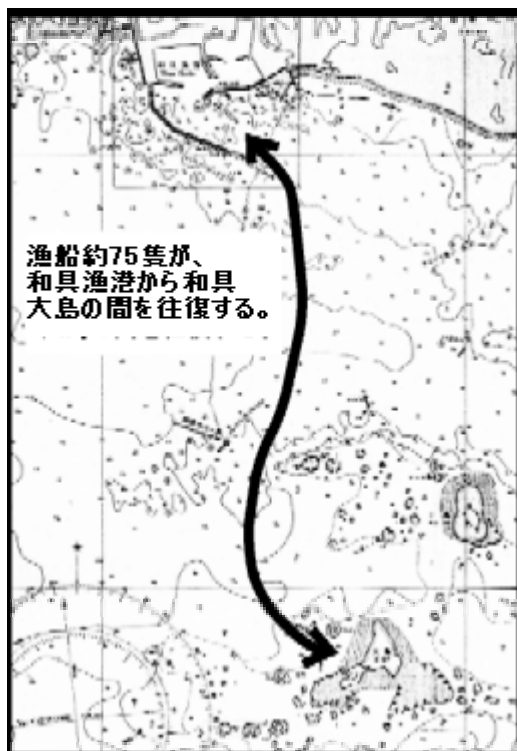
下図に示す経路で漁船による海上パレードが実施される。

期 間 平成15年6月30日の1000～1200

備 考 漁船が約75隻参加する。

海 図 W1090

出 所 鳥羽海上保安部



15年736項 本州南岸 - 御座岬西北西方 観測機器設置

下記位置に水温・塩分計が設置される。

期 間 平成15年7月3日～10月31日まで

位 置 34-16-28.8N 136-43-36.0E

標 識 上記位置付近に旗付簡易灯付浮標を設置する。

備 考 台風による高波浪が予想される場合には、計測器及び旗付簡易灯付浮標を一時的に撤去する。

海 図 W78

出 所 鳥羽海上保安部

「四管区水路通報」に関する問合わせ先

第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎(6階)

TEL 052-661-1611 (内線315)

FAX 052-654-2536 (FAXサービス兼用)

E-mail zushi4@jodc.go.jp

第四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレス

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm

海上保安庁海洋情報部インターネットアドレス

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/

また、FAXによるポーリングサービスも行っています。

FAX番号は『052-654-2536』です。なお、Fコードやパスワードは設定していません。(ポーリング受信のモードで、上記番号にアクセスします。機種によってはパスワードの入力を求められますが、その際は適当な4桁の数を入力します。)

=====

インターネットによる航行警報の提供について

インターネットにより、航行警報 (NAVAREA XI航行警報、NAVTEX 航行警報、日本航行警報、管区 (部署) 航行警報) を提供しています。

また、携帯電話 (iモード、EZ-ウェブ、J-SKYウェブ) へのサービスとして、NAVTEX 航行警報、管区 (部署) 航行警報のうち、沿岸海域 (約50キロメートル以内) を設け提供しています。

航行警報アドレス http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/nwj.html

携帯電話用アドレス

iモード対応機種 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/

EZ-ウェブ対応機種 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/ez/

J-SKYウェブ対応機種 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/js/

=====

「四管区海洋速報」について

インターネットを利用する方法、電子メール配信による方法、ポーリングサービスを利用する方法があります。

- ・インターネットによる閲覧は、四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレスにアクセスし、「海のように」、「四管区海洋速報」を順次選択してください。
- ・電子メールによる配信を希望する場合は、下記宛に、E-mailアドレス・住所・氏名 (機関名)・ (機関名の場合は担当者名)・電話番号をお知らせください。
- ・ポーリングサービスを利用する場合は、Fコード機能が付いたFAXが必要です。
Fコード機能のないFAXを使用した場合は「四管区水路通報」が配信されますのでご注意ください。
Fコードの利用方法はお手持ちのFAXの取扱説明書をご覧ください。
FAX番号は052-654-2536、Fコードは「9640」、パスワードは設定していません。

第四管区海上保安本部 海洋情報部 海洋調査課 海象担当

電話番号 052-661-1611 (内線325)

電子メール suiro-4@kaiho.mlit.go.jp

=====